

7月9日（水） 公 布



平成20年7月9日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害 についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政 令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、平成20年岩手・宮城内陸地震について、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を単位として、局地激甚災害の指定を行うこととしました。また、これに併せ、局地激甚災害指定基準の改正を行いました。

### I 背景

平成20年6月14日午前8時43分頃、岩手県内陸南部の深さ8kmを震源とするマグニチュード7.2（暫定値）の地震が発生し、岩手県奥州市と宮城県栗原市で震度6強を観測したほか、東北地方を中心に北海道から関東・中部地方にかけて震度6弱～1を観測しました。これにより、岩手県及び宮城県を中心に大きな被害が生じました。

### II 政令の概要

今回の政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、平成20年岩手・宮城内陸地震について、激甚災害の指定を行うものです。具体的な対象区域及び適用すべき措置は以下の通りです。

対 象 区 域		適 用 す べ き 措 置			
都道府県名	市町村名	2章 (3,4条)	5条	6条	24条
岩手県	一関市(旧一関市)		○	○	○
	奥州市(旧衣川村)	○	○	○	○
宮城県	栗原市	○			○
	(旧鶯沢町)		○	○	○
	(旧花山村)		○	○	○

注1) ○印は当該欄の適用措置がなされる区域である。

注2) 上記適用措置は、6月27日現在における査定見込額に基づくものである。

注3) 現時点で対象区域から外れている市町村(旧市町村を含む。)についても、確定した当該災害に係る復旧事業費等の査定額が局地激甚災害指定基準をこえた場合には、適用措置の対象区域に追加する。

注4) 農林水産業共同利用施設(第6条)の措置は農地等(第5条)の措置に伴い適用され、小災害債(第24条)の措置は、公共土木(第2章)又は農地等(第5条)の措置に伴い適用される。

#### 【適用すべき措置の概要】

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章)

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という。)の根拠法令等に基づく通常<sup>1)</sup>の国庫補助のかさ上げを行う(69%→81%(全体平均、過去5年間の実績))。

##### (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常<sup>1)</sup>の国庫補助のかさ上げを行う(85%→94%(農地、過去5年間の実績))。

##### (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常<sup>1)</sup>の国庫補助のかさ上げを行う(20%→30~90%)。

##### (4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

### Ⅲ 局地激甚災害指定基準の改正

従来の局地激甚災害指定基準では、「公共土木施設」及び「農地等」の措置について、査定見込額が明らかに現行の指定基準を超えると見込まれる場合においては、「中小企業関係の特例」又は「森林関係」の措置が適用される場合に限り、早期に指定することが可能となっていました。

このたび、平成20年岩手・宮城内陸地震の被災状況を踏まえ、「中小企業関係の特例」又は「森林関係」の措置が適用されない場合でも、被害箇所がおおむね10未満の災害を除き、「公共土木施設」及び「農地等」の措置について、早期に指定することを可能とする指定基準の改正を行いました。

#### <参 考>

##### ○公共土木施設関係（第2章）

市 町 村	査定見込額	基準額 (標準税収入×50%)	倍 率
岩手県奥州市（旧衣川村）	4.6億円	1.6億円	2.9倍
宮城県栗原市	122.8億円	34.9億円	3.5倍

##### ○農地等（第5条、第6条）

市町村	査定見込額	基準額 (農業所得推定額×10%)	倍 率
岩手県 一関市（旧一関市）	7.9億円	2.1億円	3.7倍
奥州市（旧衣川村）	5.5億円	0.6億円	9.4倍
宮城県 栗原市（旧鶯沢町）	0.6億円	0.2億円	2.8倍
栗原市（旧花山村）	0.9億円	0.1億円	7.1倍

政令第二百二十二号

平成二十年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十年岩手・宮城内陸地震による災害で、次に掲げる市の区域に係るもの	

イ 岩手県奥州市及び宮城県栗原市

法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定す

る措置

ロ 岩手県一関市

法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四

項までに規定する措置

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特例の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。